

みずほ日本経済インサイト

2008年9月9日発行

定額減税：想定されるスケジュールと効果

[本誌に関するお問い合わせ先]
みずほ総合研究所株式会社 調査本部
経済調査部 市川 雄介
yusuke.ichikawa@mizuho-ri.co.jp
TEL (03) 3591-1416

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。
本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

はじめに

8月29日、政府・与党は資源高などに対応した総合経済対策（『安心実現のための緊急総合対策』）を決定した（図表1）。省エネ・新エネの促進策や中小企業の資金繰り対策などが中心となったが、定額減税も年度内実施の方針が盛り込まれた。具体的な減税規模や実施方法は「財源を勘案しつつ、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討する」とされている。福田首相の突然の辞任表明により政局が不安定さを増しており、景気対策の内容や実施スケジュールについても紆余曲折が予想されるが、実際に定額減税が実施されるとなれば、経済や財政に影響を与えることになる。本稿では、過去の定額減税の例を参考にした上で、想定される減税の実施スケジュールとその効果について述べる。

【図表1 今回の経済対策の概要】

目標	分野	主な具体的施策	対策規模(兆円)	
			国費	事業費
生活者の不安の解消	生活・雇用支援対策	輸入麦の政府売渡価格の引き上げ幅圧縮 高速道路料金の引き下げ 最低賃金引き上げ 特別減税の実施 非正規労働者の雇用安定	0.4	0.4
	医療・年金・介護強化対策	医療体制の確保 年金記録問題への取り組み	※定額減税規模は未定	
	子育て・教育支援策	待機児童ゼロ作戦		
持続可能社会への変革加速	低炭素社会実現対策	省エネ・新エネの開発・導入促進	0.9	1.9
	住まい・防災刷新対策	住宅ローン減税の延長・拡充		
	強い農林水産業創出対策	農地の確保、有効利用 地産地消の推進		
新価格体系への移行と成長力強化	中小企業等活力向上対策	新たな保証制度の導入 下請事業者保護の強化 燃料サーチャージ制の導入促進 地域活性化 「貯蓄から投資へ」の流れの促進	0.4	9.1
地方公共団体に対する配慮		地方財政の運営に支障が生じないよう配慮		
総計(地方、財政投融资を含む)			2.0	11.7

(資料)政府・与党「安心実現のための緊急総合対策」よりみずほ総合研究所作成

1. 1998年の特別減税のケース

まず、今回の減税を考える上で参考になるとと思われる過去の定額減税の事例を振り返ってみよう。

定額減税は、直近では景気後退が深刻化していた98年に実施された例がある。このときの減税規模は一年間で合計4兆円に達したが、2回に分けて行われている。一回目は、97年末に策定され2兆円規模（所得税1兆4000億、個人住民税6000億）、二回目は98年度入りした直後の総合経済対策の一環としてやはり2兆円規模（内訳同じ）であった¹。以下、当時の実施方法を詳述する。

¹ 一回目の減税は97年12月17日政府決定後、98年1月30日法案成立、二回目の減税は98年4月24日政府決定後、5月29日法案成立。

(1) 98年1回目の減税

減税は、直接還付するのではなく、源泉徴収される（自営業の場合は納付する）税額を減らす方式で行われた。対象となったのは、今回同様、所得税と個人住民税である。1回目では、勤労者（以下、「本人」）に対して2万6000円、控除対象配偶者や扶養家族に対してそれぞれ1万3000円の減税が行われた。夫婦（夫のみ勤労者）と子供二人の4人家族（以下、「標準世帯」）では、計6万5000円の減税となる。実施時期については、一般的なサラリーマンを例にとると、所得税については98年2月の源泉徴収額から減税（減税幅が2月の源泉徴収額を上回っている場合は3月以降に繰越し）、住民税は6月分をゼロとすることとなった。住民税減税の実施時期が6月に後ずれしたのは、住民税は前年の所得を基準に毎年6月から翌5月分までの税額が決まっており、年度途中の見直しは混乱をきたす恐れがあるためだ。なお、自営業者に対しては、予定申告や確定申告時に調整がなされた。

(2) 2回目の減税

2回目の定額減税も同様の要領で実施された。総額規模は2兆円と同額であったが、初回の減税により課税最低限が実質的に上昇し、課税対象者が400-500万人減少したため、個人・世帯あたりの減税額は初回よりも大きくなった。家族4人の「標準世帯」では7万2500円の減税となり、2回分を合計すれば13万7500円となる。以上をまとめたのが図表2及び図表3である。年収400万円以下の世帯の納税額がゼロになっていることがわかる。

【図表2 98年減税の実施要領】

	サラリーマン	自営業者
国税分 (所得税)	《1回目》 98年2月の源泉徴収額から減税 ※減税額が2月の源泉徴収額を上回っている場合は3月以降に繰越し 納税者本人…1.8万円 配偶者・扶養家族…0.9万円	98年度第1期の納付を8月に延期し、減税額を控除 ※控除しきれない分は第2期以降に繰越し ※予定申告がない場合は99年3月の確定申告時 納税者本人 …3.8万円 配偶者・扶養家族…1.9万円
	《2回目》 98年8月の源泉徴収額から減税 ※減税額が8月の源泉徴収額を上回っている場合は9月以降に繰越し 納税者本人…2.0万円 配偶者・扶養家族…1.0万円	
地方税分 (個人住民税)	6月の住民税をゼロに →1回目と2回目の減税分を差し引いた残りの減税額を7月から翌5月までで均等に割り振り 納税者本人 …1.7万円(1回目:0.8万円+2回目:0.9万円) 配偶者・扶養家族…0.85万円(0.4万円+0.45万円)	98年度の第一期納入分から差し引く ※控除しきれない分は、第二期以降に繰越し

(資料)大蔵省主税局「税法便覧」よりみずほ総合研究所作成

【図表3 98年の税額軽減率（2回計：サラリーマン）】

年収 (万円)	減税前 納税額 (万円)	減税後 納税額 (万円)	軽減率 (%)
300	0.35	0.00	100.0
400	6.40	0.00	100.0
500	17.35	3.60	79.3
600	29.85	16.10	46.1
700	46.25	32.50	29.7
800	65.75	52.00	20.9
900	92.15	78.40	14.9
1000	118.55	104.80	11.6
1200	178.15	164.40	7.7
1500	304.25	290.50	4.5
2000	518.00	504.25	2.7

(注) 夫婦・子供二人（夫のみ勤労者）のケース

(前提)

1. 子のうちの一人は特定扶養親族に該当
2. 所得控除は給与所得控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定扶養控除、基礎控除、社会保険料控除のみ考慮。
また、配当控除等の税額控除は考慮せず。

(資料) 当時の税率等をもとに、みずほ総合研究所試算

2. 今回予想される減税

既述のとおり、今回の減税の実施方法や時期、対象者、規模などは未定である。しかし、上記の98年の事例を参考にすれば、ある程度の予想は可能だ。

(1) 実施方法

まず実施方法については、減税分を直接還付する方法と、徴収額を減らす方法がある。いずれの方法が優れているかは一概には言えないが、事務手続きの簡素さや、過去2回の実施例を踏まえることが出来るという点で、おそらく徴収額を減税する方式になると考えられる。

(2) 実施時期

次に実施時期である。当時（1回目）は、減税実施の要領が97年末に決まり、年明けの通常国会において成立させたのち、2月から（サラリーマンの所得税の）減税が開始された。今回の減税は「本年の税制全般にわたる抜本的改革の検討と併せて結論を得るものとする」とされている。これを踏まえると、98年当時と同様の段取りとなることが想定される。その場合、所得税は2009年2月、住民税は09年6月に減税が実施される可能性が高い。ただし、08年末～09年初頭の政治情勢は不安定であることが予想される。インド洋給油特別措置法などの法案をめぐる、衆参ねじれ国会のもとで審議が停滞する懸念があるほか、衆議院の解散・総選挙が行われる可能性もある。国会運営次第では減税の実施時期が遅れる可能性もあり、現時点では流動的な面が強い。

3. 減税規模と想定される効果²

減税規模については、現時点では最大でも 2 兆円程度と言われているが、財政を大幅に悪化させることなく、家計にある程度の恩恵が行き渡るようにするとなれば、選択肢はあまりない。ここでは、減税の規模について 1 兆円と 2 兆円の二つのケースを想定し、その効果の試算を行う。

(1) 世帯当たりの減税額の試算

① 1 兆円規模のケース

まず、減税規模が 1 兆円の場合、家計当たりの減税額はどの程度になるだろうか。98 年の減税に倣い、「本人」と「扶養家族」の減税比率を 2 : 1 として試算した結果、「本人」は 10000 円、「扶養家族」は各 5000 円の減税となった。一般的な世帯として夫婦と子供二人の 4 人家族（夫のみ勤労者）を想定すると、世帯合計では 25000 円の減税となる。サラリーマン世帯を例にとると、減税後の税負担は、年収 300 万円の世界帯ではゼロとなる。税負担の軽減率は、500 万円世帯では 12.6%、700 万円世帯では 5.4%、1000 万円世帯では 2.2%と試算される（図表 4）。

② 2 兆円規模のケース

次に、減税規模が 2 兆円となった場合に①と同様の試算をすると、標準世帯で合計 5 万円の減税となる。税額の軽減率は、年収 300 万円世帯では①と同じく 100%、500 万円世帯で 25.1%、700 万円世帯で 10.8%、1000 万円世帯で 4.4%と計算される（図表 5）。

【図表 4：サラリーマン世帯の税額軽減率試算（1 兆円の場合）】

年収 (万円)	減税前 納税額 (万円)	減税後 納税額 (万円)	軽減率 (%)
300	1.30	0.00	100.0
400	9.40	6.90	26.6
500	19.90	17.40	12.6
600	31.50	29.00	7.9
700	46.30	43.80	5.4
800	63.60	61.10	3.9
900	87.60	85.10	2.9
1000	113.40	110.90	2.2
1200	167.88	165.38	1.5
1500	264.37	261.87	0.9
2000	468.62	466.12	0.5

(注) 夫婦・子供二人（夫のみ勤労者）のケース
夫1万円・扶養家族各5千円、世帯計で2万5千円の減額
(前提)

1. 「本人」と「扶養家族」の減額比率は98年の例に倣い2 : 1
2. 「本人」は労働力調査(2008年7月)の就業者数。
3. 「扶養家族」は全人口から就業者と完全失業者数を除いたもの(年金生活者等も含まれる)
4. 子のうちの一人は特定扶養親族に該当
5. 所得控除は給与所得控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除、基礎控除、社会保険料控除のみ考慮。また、配当控除等の税額控除は考慮せず。

(資料) 総務省「労働力調査」等よりみずほ総合研究所試算

² 現段階では減税の対象者が未定のため、所得に関わりなく一律に減税が行われるとの前提で行った。

【図表 5：サラリーマン世帯の税額軽減率試算（2兆円の場合）】

年収 (万円)	減税前 納税額 (万円)	減税後 納税額 (万円)	軽減率 (%)
300	1.30	0.00	100.0
400	9.40	4.40	53.2
500	19.90	14.90	25.1
600	31.50	26.50	15.9
700	46.30	41.30	10.8
800	63.60	58.60	7.9
900	87.60	82.60	5.7
1000	113.40	108.40	4.4
1200	167.88	162.88	3.0
1500	264.37	259.37	1.9
2000	468.62	463.62	1.1

(注) 夫婦・子供二人（夫のみ勤労者）のケース
夫2万円・扶養家族各1万円、世帯計で5万円の減額
試算の前提は図表4と同じ
(資料) みずほ総合研究所試算

(2) 個人消費への影響

以上が世帯当たりの減税額の試算であるが、最後に定額減税が経済全体に与える影響を見てみたい。減税によって家計の可処分所得が1兆円あるいは2兆円分増加しても、その全額が消費に回るわけではない。1980年以降のデータをもとに試算したところ、限界消費性向（可処分所得が1単位増加した時に消費が増加する割合）は0.64となった³。これをもとにすると、個人消費は、減税が1兆円規模の場合は6500億円、2兆円規模の場合は1兆3000億円増加する計算になる。

所得税と住民税の比率は現時点では不明だが、98年の減税時には所得税1兆4000億円、住民税6000億円であった。今回もこの比率が同じであると仮定した場合、減税規模1兆円のケースでは所得税7000億円、住民税3000億円となる。2兆円のケースでは所得税1兆4000億円、住民税6000億円で98年と同額である。減税が行われる時期の関係で所得税分は2008年度、住民税は2009年度の可処分所得の増加要因となる⁴。これによる個人消費押し上げ効果は、減税規模1兆円のケースでは、08年度+0.15%、09年度+0.06%、GDP押し上げ効果は08年度+0.07%、09年度+0.03%と計算される。2兆円の場合は個人消費押し

³ 家計最終消費支出(前年差)=2519.51+0.64×家計可処分所得(前年差)

$$(4.93) \quad (11.11)$$

推計期間：1980~2006 adj.R²=0.83 D.W.=2.12 ()内はt値

上記推計により得られた限界消費性向については幅を持つてみる必要がある。しかし例えば、内閣府経済社会総合研究所『90年代の経済政策と消費行動の研究』（2002年9月）では、98年減税時の限界消費性向は0.6程度とされている。こうした先行研究結果を踏まえると、上記推計式で得られた0.64という値は概ね妥当なものと考えられる。

⁴ より厳密には、98年時と同様に実施された場合、自営業者は09年度入りしてから減税の恩恵を受けることになる。しかし、就業者に占める自営業者の割合は小さいため、ここでは減税対象者を全てサラリーマンと仮定した。

効果が 08 年度+0.30%、09 年度+0.13%、GDP 押し上げ効果は 08 年度+0.15%、09 年度+0.06%という計算になる（図表 6）。

【図表 6：定額減税の想定される押し上げ効果】

		GDP	
			個人消費
1兆円	2008年度	0.07%	0.15%
	2009年度	0.03%	0.06%
2兆円	2008年度	0.15%	0.30%
	2009年度	0.06%	0.13%

- (注) 1. 98年時に倣い減税総額を7:3の割合で所得税と住民税に按分
 2. 限界消費性向は0.64とした
 3. 減税対象者を全てサラリーマンと仮定
 4. GDPの値は当社予測値を使用

(資料) みずほ総合研究所試算

おわりに

以上、98年の事例を参考に、今回想定される減税策の大まかな姿を探った。経済効果の試算については幅をもって見る必要があるが、定額減税策が景気後退を脱出する決め手にまではなるまい。定額減税は低所得者の負担軽減率が高くなることから、景気刺激策としてよりも、むしろ「景気後退の痛みを和らげる」趣旨の施策として位置づけられよう。政局が流動化する中で、減税規模などについての議論も今後紆余曲折が予想される。減税規模を圧縮するのであれば、対象者を低所得層に限定することなどが検討される可能性もあろう。